

第453回（定例）福崎町議会会議録

平成25年12月10日（火）

午前9時30分 開 議

1. 平成25年12月10日、第453回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内富夫	8番	前川裕量
2番	木村いづみ	9番	松岡秀人
3番	牛尾雅一	10番	難波靖通
4番	城谷英之	11番	小林博
5番	富田昭市	12番	高井國年
6番	北山孝彦	13番	釜坂道弘
7番	石野光市	14番	志水正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	地 域 振 興 課 長	近藤博之
住民生活課長	松岡英二	農 林 振 興 課 長	井上茂樹
まちづくり課長	豊國明仁	上 下 水 道 課 長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

- 第 1 閉会中の所管事務調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 閉会中の所管事務調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 委員会付託

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。
各委員会の活動につきまして、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、牛尾委員長。
牛尾総務文教 皆さん、おはようございます。
常任委員長 総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について、ご報告を申し上げます。

委員会はこの間、町長、副町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと、2回開催し、所管の事務について、各課から報告を受けました。内容は報告書に記載のとおりでありますので、要点を説明させていただきます。

まず、10月25日開催の委員会においては、総務課では、福崎町が行う全ての契約等から暴力団等の排除に関する合意書の締結を10月19日に地域郡民大会において、福崎警察署との間で行い、福崎町暴力団排除条例を定めた。この条例は、暴力団による不当な影響の排除を推進し、安全で安心な町民生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものです。

企画財政課では、総合行政情報システム、ミックジェットミサリオの導入については、委員から「近年、いどこで大きな災害が起こるかわからないので、一つの建物でデータバックアップをとるのは大変危険ではないのか」との質疑に、「バックアップは毎月とり、月ごとに役場の情報管理室と教育委員会の書庫に保管し、万全の体制で臨んでいます」との答弁で、委員から「ミックジェットのシステム方式にクラウド方式を取り入れることができるのか」との質疑があり、「研究をします」との答弁がありました。

次に、第5次総合計画策定に向け、第4次総合計画後期基本計画検証結果の中間報告について、「基本計画検証シートで各政策の体系ごとに現在の実施状況により、評価をAからDで検証しています」との報告に対し、委員から「B、C、Dになった要因なり根拠は」との質疑があり、「基本的には、国からの交付金が少ないことが影響したのではないのか」との答弁がありました。委員から「目標を立てたなら、目標指標を立てるべきではないのか」との質疑に、「第5次総合計画で立てていきたい」との答弁がありました。

出納室では、25年度歳入歳出の9月30日現在の計算書の説明を受けました。

税務課では、株式会社デービー精工福崎工場増築家屋に係る課税について、県税事務所とともに調査した結果、課税対象は27件で、平成21年から25年間の5年分として、延滞金23万400円を含め、合計99万2,300円との説明がありました。委員から「5年間とのことですが、地方税では何年遡及できるのか。平成20年からの遡及権があるのではないのか」との質疑に対し、「基準日とかで21年からの遡及となりました」との答弁でありました。

学校教育課では、平成25年度全国学力・学習状況調査の結果、福崎町では小学校で全国、兵庫県水準を下回り、逆に中学校では上回ったとの報告があり、委員から「全国、県での最低や最高のランクづけはできているのか」との質疑に、「知らされていない」との答弁で、「町内の学校別ではあるが、公表すべきでは

ない」との答弁と「国語・算数だけで学力を見るのではなく、生きる力を学力と考
えているが、国語と算数は9科目の中でも基礎的なものであり、重さの認識を持
たなければと考えています」との答弁がありました。

社会教育課からは、ウインタースクール、第1回福崎町柳田國男ふるさと賞、
第6回吉識雅夫科学賞などについて、説明がありました。

続きまして、行政視察について、ご報告申し上げます。

日程は、平成25年11月18日、19日で、岐阜県の多治見市と関市に行っ
てまいりました。

内容につきましては、多治見市では、子どもの権利条例について、子どもの権
利を保障するまちづくりを推進するために、平成15年に多治見市子どもの権利
に関する条例を制定されました。条例制定の背景としましては、子どもを守り、
成長を支援するためには、子どもの権利についての意識の浸透や権利の救済、保
障の仕組みが必要であり、それらを進展させるために条例に取り組みされたもの
です。

条例の特徴としましては、総合的に子どもの権利保障を進めていこうとするも
のでございます。条例施行後の取り組みとしましては、子どもの権利に関する政
策の計画実施、評価、検証のシステムをつくることができた。条例に基づき、子
どもの権利に関する政策を進めていくために、子どもの権利に関する推進計画を
策定している。その計画をもとに、さまざまな事業に取り組んでいる。政策の進
捗状況や権利保障状況については、毎年多治見市子どもの権利委員会が検証、評
価し、必要に応じて調査、審議を行うなど、より効果的な政策の実施に向け、市
に提言をしているなど、重要な委員会であるとのことでありました。

次に総合計画の策定についてであります。特色、経過説明ということで、多
治見市では平成8年の財政緊急事態宣言により、これまでの理念先行、予算編成
との不整合などのさまざまな課題点が指摘された。これまでの総合計画を見直し、
市の政策を進める上での最上位計画に位置づけ、緊急を要するもの以外は全て総
合計画に基づくものとし、予算編成や事務執行に整合性と責任を有することとし
た。また、平成19年には基本計画も議会の決議事項とした。その基本計画を受
け、4年間の実行計画196事業をつくり、行政改革と連動させながら、毎年見
直しをしている。それらの事業の進捗管理を外部委員で構成する事業評価委員
会を構成し、事業シートでチェックをしている。したがって、ややもすればアク
セルである総合計画とブレーキ役の行政改革を第三者機関の事業評価委員会が
うまく進行管理の機能を発揮している。さらに、多治見市健全な財政に関する条
例を平成19年に制定し、財政の規律化を図るために、財政計画を作成し、その実
効性を担保する仕組みづくりを図っている。具体的には、総合計画策定における
原則として、市は総合計画を財源の根拠を持って策定し、真に必要な政策に当
てる、必要可能な財源を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図ることを
明確に位置づけているとのことでありました。

続きまして、関市での報告をさせていただきます。総合計画の策定について
の特色、経過についてでございますが、総合計画後期基本計画の10年間計画で、
総合計画での目標人口は9万5,000人であったが、今後も人口減少が予想さ
れることから、基本計画では9万人に修正されていた。また、基本計画の特徴と
しては、それぞれの政策の中に、市民アンケートから市民実感指標を設け、指
標目標及び実績値と目標値をパーセントで数値化している。さらに、政策ごと
に市民からの声も掲載されている。基本計画に対する市民の意識調査をアンケ
ート、関のまちづくり通信簿により毎年実施し、政策の満足度や重要度につい
ても、政

策ごとに把握し、基本計画の推進管理に生かされている。多治見市と同様に、財政運営条例を制定（県下で2番目）され、健全財政を維持、透明性を持った行財政運営がされておりました。その条例の中で、使用料と補助金の見直しを定期的、総合的にする旨の規定があるとのことであります。

次にシルバー本町プラザとんてん館の運営についてですが、概要ということで、とんてん館というユニークな名前は関市ならではの、刃物を鍛錬するときのトンテンカンの音から名づけたものである。館内に入ると、親子が遊べるふれあいキッズコーナー、喫茶コーナー、シルバー会員手づくりの展示コーナーなどが配置されておりました。とんてん館は平成20年10月に関市シルバー人材センターが厚生労働省の企画提案式による補助事業の採択を受け、親子3世代交流会員市民の交流の場としてオープンした。この事業は、商店街活性化対策を目的としたもので、子育て支援班、手づくり班、朝市班を擁し、活動している。会員が集まる拠点とともに、子育て支援の企画、手づくり小物の販売を行っている。毎週水曜日は人が集まるとんてん館朝市が行われている。シルバー会員などが新鮮な野菜や米、手づくりパンなどを販売しているとのことで、とんてん館活動の特徴的なことは、3世代が交流できる場であり、子育て世代のコーディネーター等を中心に、子育てばあばと呼ばれるシルバー会員が常時2人來ている。子育てばあばと遊びながら、親子がふれあい、子育てに関する相談を受けたり、地域の子育て関連の情報を提供しているとのことであります。

以上が、視察に関しての報告でございますが、福崎町といたしましても、こうした先進地の取り組みを参考にされ、今後町として取り組まれることをお願いし、報告とさせていただきます。

次に12月3日開催の委員会について、ご報告させていただきます。

10時30分の休憩の後、八千種幼稚園、柳田國男生家の現場視察を行うということで、最初に学校教育課から進めさせていただきました。

平成26年度保育所及び幼稚園の入所・入園申込状況と、八千種保育所の定員設定について説明があり、委員から「八千種幼稚園の定員は少し多く見込んでいないか」との質疑に、「出生の人数から少し減っていくことも考えられる。定数の設定に用いるためのもので、推計したものではない。建物から言えば余裕がある」との答弁で、委員から「建設工事の進捗状況について、10日おくれと聞かすが」との質疑に対し、「外部ができると今のおくれは取り戻すことができる」との答弁がありました。委員から「保護者の方におおむね計画どおり進んでいるとお知らせを出していただけたら、安心していただけるのではないか」との質疑に、「保育所、幼稚園に相談し、対応します」との答弁がありました。委員から「工事の工程管理表を出していただけないか」との意見が出ました。

次に社会教育課からは、セーフティネットとしての地域日本語教室開設について説明があり、委員から「新たな団体をつくるのか」との質疑に、「公民館クラブの方々の協力を得て、ボランティアの会をつくる予定で、日本語学習サロン、ボランティア養成講座の受講生を募集します」とのこと。福崎町教育委員会事務事業点検評価報告書に関して委員から「事務事業点検ページ20、30ページで、Aをつけた根拠は」との質疑に、「三木家の修繕は県の補助金で進め、6年間事業で進捗状況がよいため」との答弁で、「まずは自己評価から始め、2次評価は学識経験者などの方が行う」とのことでありました。

次に総務課では、平成25年度福崎町区長会要望に対する回答について、委員から、防犯灯の要望について質疑があり、「道路の東側にあるが、西側が暗い場合は安全・安心の観点から、必要でないのか」との質疑に、「通学路に関しては、

町が設置するものですが、費用等の関係で困難なことがあります」との答弁がありました。

休憩の後、八千種幼稚園の現場視察を行い、現地で工程管理表により、進捗状況、現場の状況の説明を受けました。説明で、工程の中で、土間コンを先に打ったことによるおくれとのことでありましたが、委員から「10月にはできていないといけない駐車場整備ができていない。工程どおりに行っていただきたい」との申し入れがありました。

企画財政課では、平成26年度予算編成方針について、委員より「歳入の使用料・手数料は、福崎町は低いのでは」との質疑に、「適切な負担について検討します」とのことでした。

兵庫県第3次行革プランについては、中播磨県民局の存続について3町で申し入れを行う。間もなく要望書を提出しますとの報告がありました。

出納室からは、平成25年度歳入歳出決算書（10月31日現在）の報告を受けました。

税務課からは、国民健康保険納税相談の実施状況について、対象者260名のうち42名と相談を持ち、納税に向け努めています。より相談者がふえるように努めますとのこと、また、滞納整理委員会については、11月28日に23名について、合同徴収、滞納督促を行ったとの説明でした。

以上で、報告とさせていただきます。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会は、この間2回開催し、所管の事務について調査を行いました。

内容は報告書に記載のとおりでございます。

以下、項目的に抜粋して、報告をさせていただきます。

協議事項であります公害防止協定に基づく協議は、ロックペイント株式会社、株式会社デービー精工、渋谷工業株式会社、福伸電機株式会社からありました。このうち、工場の規模拡大が計画されているロックペイント株式会社、渋谷工業株式会社について、現地視察を行いました。委員会は4件全てについて、了承することといたしました。

各課報告事項では、それぞれ工事入札や契約、業務委託を含む進捗状況、当面の行事予定などの報告を受けました。詳細は資料をごらんください。

住民生活課報告では、株式会社淀川製鋼所が株式会社ヨドキャスティングから公害防止協定の地位を承継して、製品倉庫として利用すること、株式会社デービー精工福崎工場増築家屋に係る追徴課税についての報告を受けました。また、I D E Cシステムズ&コントロールズ株式会社がI D E C株式会社から公害防止協定の地位を承継したことの報告を受けました。

平成25年度通学路交通危険箇所の改善要望と回答の資料による報告を受けました。

矢口奥池周辺の残土処分での経過について、報告を受けました。地元区、県、町で対策会議を開催し、株式会社義に対処を求め、汚染土壌の搬出をする予定であります。

健康福祉課からは、巡回バスの利用状況と運行見直し案の報告を受けました。地域公共交通会議を開催し、平成26年4月1日からの変更を実施したいとのことあります。

食育かるた、及び健康診断受診状況の報告を受けました。

福崎町赤十字奉仕団の再結成のため、団員を募集します。入団資格は20歳以

上の男女でございます。

文珠荘の上半期利用状況と、株式会社輝の上半期損益計算書の報告を受けました。

第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定などのために、アンケート調査を行います。対象は65歳以上の高齢者です。

新しい民生委員などの名簿の報告がありました。

地域振興課からは、株式会社もちむぎ食品センターの事業報告と、経営検討委員会の状況報告がありました。経営検討委員会は来年1月の最終報告を予定とのことであります。会社の決算時期を町の決算時期に合わせて、25期からそのようにするとの報告でありました。

自律（立）のまちづくり交付金事業についても、その実施状況の報告がありました。

農林振興課からは、ため池点検耐震調査、地籍調査、県営事業などの進捗状況について報告がありました。

8月ないし10月の集中豪雨、台風の被災状況と復旧への報告がありました。

アケボノ企画との訴訟経過報告、新嘗祭建国についてお聞きいたしました。

まちづくり課からは、工事・業務委託用地補償県事業の報告がありました。道路橋長寿命化修繕計画の資料が提出をされております。開発行為の事前協議と申請の報告がありました。南田原に上新電機、西田原に2件の戸建て専用住宅の計画があります。

上下水道課からは、工事・業務の進捗状況、下水道接続状況と水質検査結果の報告がありました。それぞれ基準内でありました。

福田水源地の用地拡張と高度浄水処理施設設備配置計画、山崎配水池増設計画の資料による報告を受けました。これは、提案をされております水道会計補正予算の債務負担に係るものであります。

下水道マンホール施工不備に係る訴訟経過を聞きました。

以上であります。全体を通して、工事関係で工程管理に一層の配意を求めたいと思います。

行政視察の報告を行います。

11月26、27日に行政視察を行いました。山口県周南市と、周防大島町であります。

周南市では三つの問題について視察しました。まずは、もやいネットセンターについてであります。高齢者の見守り活動を充実するもので、警察、社協、その他ライフライン関係者と協定をして、ふだんから見守り活動を実施していただくこととしており、異変を感じたときはセンターに連絡をもらう仕組みであります。民間の協力も受けながら、24時間体制をとっております。

中心市街地活性化についてであります。周南市の中心部が公園のように誰もが憩える公共空間となるように計画をし、事業を展開されております。考え方において大変参考になると思われました。

徳山駅周辺整備についてであります。交通面積と環境面積を半々にして、駅前広場や南北の地下通路と自由通路が整備されます。さらに、駅ビルを建てかえようとするものであります。JRの負担が少ないというのが、どこでも共通でありました。

2番目に、周防大島町であります。交流型観光の取り組みについて、三つの問題についての研修をいたしました。

交流型観光の取り組みにつきましては、観光人口100万人を目指し、体験交

流型観光推進事業として、見る観光から体験する観光へと移行するものであります。海、星がきれいなことの上に、農漁業を民泊で体験をしてもらうことで、町の活性化と高齢者の生きがいづくりにつなげております。

防災対策についてであります。東南海・南海地震の発生が予想されることから、地域防災の拠点として県立の山口県防災センター、建設費9億3,000万円がオープンをしております。周防大島町が指定管理、年間2,500万円を受けて運営をしております。この施設は大災害が発生したときは災害対策本部として利用されますが、立地場所が海拔5メートルと低いことが若干気になりました。ふだんは地震や津波の疑似体験などの防災研修に利用されておりますが、もう少し幅広く体育館などのような目的にも利用されれば、もっとよいなという感想を持ちました。

次に、空き家対策条例であります。議員発議による条例で、平成25年4月から施行されております。管理が不十分で他人の生命や財産に被害を与えるおそれがある場合は、所有者に対し助言や指導、勧告を行い、それらに従わない場合は公表する制度であります。代執行はありません。施行後日が浅いため、相談件数は現在24件ということでございます。

以上、視察の報告といたします。

議長 ただいま、小林委員長から視察の報告をいただきましたが、その資料の中で文字の訂正をいたします。

25年12月3日の委員長報告書の1ページの一番下に、6、説明者、相手方の視察の名前なんですけれども、一番下欄で「関市役所」とあるのを「山口県周防大島町」に訂正をお願いいたします。

以上で、民生まちづくり委員長の報告を終わります。

それでは続きまして、議会広報常任委員会、難波委員長。

難波議会広報 議会広報常任委員会から、事務調査報告をいたします。

常任委員長 議会広報編集会議と行政視察研修の2点について、報告をいたします。

1点目は、議会だより128号の編集会議を、委員を招集し、9月26日、10月7日、10月21日、10月30日、10月31日の5回開催いたしました。行政用語を使用しない、読みやすい、親しみやすい、わかりやすいを編集方針としております。住民参加も大切なポイントであります。9月議会は多くの傍聴者があり、傍聴者3名の感想文を掲載いたしました。また、議員が撮影した世界的にも貴重な鳥、ミゾゴイの写真に掲載いたしました。限られたスペースで議案の経過や結果をわかりやすく情報発信していきたい、このように思っております。

2点目は、行政視察について報告をいたします。

委員6名中1名の欠席者があり、委員5名と議長、事務局2名が出席をいたしました。10月28日、三重県鳥羽市議会を視察いたしました。議会だよりにつきましては、紙のサイズはA4、ページ数は10から16ページ、臨時号は2ページです。紙質は再生上質紙、過去はコート紙が使われておりましたが、上質紙に変更し、4色のフルカラーとされております。委員は正副議長を含み7名です。掲載記事は定例会の概要、一般質問、企画ものとして議会報告会、政務活動費の収支報告、納税等状況報告、アンケート調査などが記事として掲載されております。

次に、議会報告会について、報告をいたします。

議員14名を5人、5人、4人の常任委員会による3班に分け、11月から12月の2カ月で自治会を回っておられます。自治会には、事前にアンケートで議会報告会の希望を必要かどうかのことが聞かれております。3年間は班編制を変

えず、市内の自治会を1周する。事務局は1名参加するが、受付程度で他は議員で準備、片づけ等を全てやることになっております。報告と質疑が中心で、答弁できるものは回答するが、できないものは持ち帰り、広報やホームページで公表をされております。

また、議会改革については、ツイッターの導入により、ホームページへのアクセスは1日平均17.8件から22件と増加をしたとの報告がございました。今まで議会に興味のない若者層に、議会活動を知っていただくことができた。無料のインターネット・ユーストリームを活用して、インターネット放送を平成23年5月から本格実施をされました。スマートフォンからも視聴ができ、効果としては、国保の値上げの議案を審議したとき、2,838名の視聴があり、通常の20倍から30倍の多くの市民が視聴したため、市長は議案を撤回した。このような事件もあったとの報告を受けました。タブレット端末、これは政務調査費で全員購入されておるようでありますが、パソコン、こういったものを議場に持ち込み、一般質問等で質問内容を画面に映し出し、傍聴者にもわかりやすい議会となっております。最近の議会では一般質問8名全員がタブレット端末を活用したとの報告を受けました。議場を見学した際、エレベータの設置、車いすの傍聴者席を確保するなど、弱者への配慮がなされております。

続きまして、三重県伊賀市議会を10月29日に訪問いたしました。議会だよりについてであります。サイズはA4判、発行は年4回、全ページが白黒か、表紙、裏表紙をカラーにした2種類が発行されております。

広報委員は10名で、議会開会後2日目に1回目の広報委員会を開催し、早くから編集に取り組みされております。質問者は1ページに3名、そのために3段組みとなっております。議会報告会は基本的な考え方は7点示されております。市民との意見交換の場、市民との情報共有の場、市民の議会市政への参画の場、市政への民意反映の場、意思決定機関としての説明責任の場、市民に二元代表制の一翼の機会であるとの再認識を得る場、市民に議会において正しい理解を得る場と考えて実施をされております。

議会閉会1カ月後から、議員24名を6班に分け、班単位で行い、事務局は1名参加するが受付程度で、準備は全て議員が行う。事前に班長会議を開き、十分な準備をする。自治会には広報等で周知をする。質疑できないものは持ち帰り、広報、ホームページで公表されております。

課題は、若年者の参加者が少なく、高齢者が多く、顔ぶれは同じ人が多い。一番少ないときは4名であったとの説明を受けました。また、反問権については、平成19年は3件、市長、副市長、教育長、20年1件、教育長、21年1件、部長が使用され、使用理由はやはり個人の考え方によるところが大きいとのことでありました。

また、政策討論会も実施をされております。提案者は議題、趣旨、提言を説明し、参加議員が自由に討議をされ、19年度は3回、20年度は1回、21年度は3回、22年度は2回、23年度は2回、24年度は1回、議員発議で条例の改正に至ったものがあるとのことでありました。

また、出前講座も実施をされております。各常任委員会で各種団体からの要請により、出前講座を行っているとのことでありました。

テレビ放映は伊賀上野ケーブルテレビ株式会社と契約し、平成16年12月から定例会を生中継及び再放送をしている。経費は約1,400万円です。ケーブルテレビの加入率は69.1%とのことでありました。

また、議場を見せていただきました。磁気ループが設置されており、難聴者対

策が行われています。手話が必要な傍聴者には、本人のそばで手話通訳が行われております。しかし、日程の調整や行政用語が難しく苦慮しているとのことであります。

今後の議会報告会や議会改革の参考にしていきたいと、このように思います。

以上で、議会広報常任委員会からの事務調査報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、高井委員長。

高井議長 議会運営委員会から、閉会中の所管事務調査報告をさせていただきます。

運営委員長 この間、閉会中3回開催させていただきました。

うち、視察も含め報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、10月3日でございますけれども、宍粟市のほうへ視察にまいりました。内容につきましては、議会図書室の設置と議会の活性化について勉強させていただきました。参加者につきましては、委員全員と議長さん、そして設置するならば予算なり、構造なりするために、総務から大塚さん、また、まちづくり課からは木ノ本さん、議会事務局2人と行っていただきました。

宍粟市自体については、皆さんもご承知のとおりでございますので、重きに議会図書室の設置について、ご報告申し上げます。

議会図書室の設置を義務づけておる地方自治法でございますけれども、議員が条例制定や行政監視を行うには、執行部から独立した情報源が必要であり、議会図書室には本来執行部とは異なる見方、事例、客観的なデータなど多様な情報を提供する役割が期待されています。

残念なことに福崎町議会には設置がないので、そこで議会図書室の設置について、行政視察を行いました。

図書室は面積7平方メートル、蔵書は200冊のスペースは想像していたより狭く、蔵書も限定され、机も置いていない状況であることから、十分に活用されていない様子でございました。地方議会図書室の理想と現実には、大きな隔たりが生じていることを改めて実感しました。

今後福崎町議会で図書室を設置するならば、ある程度の広さと空間のある間取り、そしてパソコンの利用できる環境の整備、多目的利用などの必要性を感じました。

議会として情報ニーズに的確に応える図書室の役割は一般質問にとどまらず、議会の審議の質を上げるためにも、議会の活性化の一環として取り組むべき重要課題と考えております。また、議場も見学させていただき、傍聴席の車いすスペースなど、参考にすべきものがございました。

次に、議会活性化について勉強させていただきました。宍粟市では平成23年4月から議会基本条例を施行し、同条例にも議会報告会についての規定がありました。開催方法は市民が参加しやすい環境を整えるため、原則として市域中学校校区8ブロックに分けて、地域ごとに開催されておられました。

運営の担当は議会改革推進特別委員会の政策など交流分科会が行っており、交流分科会が内容や日程について検討しているということでもございました。

先般は私も神河町に視察に行かせていただきましたけれども、また方向性が違いまして、宍粟市では開催の1週間前に新聞折り込みや自治会長を通じて市民に周知をしているということでもございました。

ちなみに平成24年度の実績は、5月10日と11日に4班の班編制の構成で出向き、176名の市民参加があり、70件の意見が出たそうであります。

昨年度は1班5人の4班編制で行ったということで、この年は議員数が22名から18名になったことから9人の2班編制で行うこととしているということで

ございました。

内容としましては、今後の課題や対応としては、議員が少数で報告会に参加すること、意見が偏ってしまうということがあるので、人数をふやしているということでもございました。

議会報告会で市民の一部の方が意見や要望を盛んに言われ、行政が進めている市政報告会のごときの質問や要望が多く、今後報告会を意見交換会などに名称変更もすることが検討課題とのことでもございました。

宍粟市の課題としましては、市民の参加人数は特に減っていないが、3分の1が新人議員となったこともあり、議会報告会について試行錯誤をしながら、取り組んでいるというのが現状でもございました。

なお、この3日の日は午前中に宍粟市に入り、午後から役場に帰ってきまして、議会運営委員会を開催しました。

内容につきましては、第452回の9月定例会の反省と、第453回12月定例会についてでもございました。協議内容につきましては、第452回9月の定例会の反省点について協議し、議会報告会の所管委員会について大きな方向性を議会運営委員会で決定し、詳細は議会広報常任委員会と調整することを確認させていただきました。

今議会ではございますけれども、第453回12月定例議会より、議会の機能をより十分に発揮するため、一般質問を採決より前に実施する方向で検討することを確認しました。調整のため、通常より早い時期に議会運営委員会を開催することを確認させていただきました。以上が10月3日です。

その次、11月14日に開催させていただきました。

協議内容については、12月定例会及び3月定例会の運営について、議会図書室の設置について、平成26年度予算要求について、議会報告会についてという内容でもございました。

その中で、12月定例会以降は一般質問を採決の前に実施することを決めさせていただきました。

議会図書室はレイアウトについて継続的に検討することとしました。決定方針については、議会運営委員会で複数案を作成し、全議員協議会で決定するということを確認しております。

予算要求については、議会費に限って全員協議会で意見を求めることとさせていただきます。

議会報告会については、これからも継続的に検討していくこととしました。また、福崎町で実施する場合はテーマを絞り、一般会議として実施してはどうかとの意見もございました。

議会報告会所管委員会の考え方については、各議員から意見を取りまとめ、議会運営委員会で調整するということを確認させていただきました。

以上が、14日の内容でございます。

その次に、11月29日に開催させていただきました。内容につきましては、第453回12月定例会の運営について、請願書の取り扱いについて、陳情書の取り扱いについて、全議員協議会の開催及び協議事項について、各委員会などの開催について、平成26年度議会費予算について、議員要望についてということで、話し合いさせていただきました。

内容につきましては、第453回の12月定例議会は報告2件、議案32件、請願1件の35件を上程予定との説明を受け、また、会期は12月6日から20日までの15日間とするということでもございました。一般質問については、12

月18日水曜日に5人、19日木曜日4人とするということで、先般書類を回さ
せていただいたとおりでございます。

請願が1件あり、民生まちづくり常任委員会で付託することを確認しました。
陳情がありましたが、これは議場配付とすることを確認しました。議員を対象と
する今後の行事予定について報告を受けております。平成26年度議会費予算に
対する議員要望については、議会報告会や子ども議会など、実施が決定していな
い事業も含めるため、全員協議会で諮ることとしました。

以上、報告でございます。よろしくお願いたします。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺性対策 福崎駅周辺整備対策特別委員会が9月議会で、議長を除く全議員の参加で構成
特別委員長 をされました。

第1回の会議を11月11日に開催して、現況までについての報告を受けたと
ころでございます。

報告事項については、まず9月県議会における福崎駅周辺整備に係る上野県会
議員の一般質問について、濱田県土整備部長から、県道甘地福崎線の町つけかえ
部分から北側約0.4キロメートルの拡幅整備は県が行い、このうち福崎高校や
福崎小学校の通学路でもある湯口踏切までの0.1キロメートルについては、平
成26年度から事業着手するとの答弁があったとの報告を受けました。

委員から「来年度県道拡幅整備に着手し、いつ完成するのか」との問いに対し、
「二、三年で用地買収を終え、県道を広げ、道路をつけかえた上で、駅前広場や
駐車場を整備するのが一番望ましいが、用地買収の進捗により、望みどおりの進
捗が図れないことも出てくるため、早期供用が可能な部分から供用していきたい
」との答弁がありました。

次に、平成25年度区長会要望に対する回答についても、資料により報告を受
けました。添付をいたしております。

次に福崎駅周辺整備の今後の進め方について、資料により報告を受けました。

福崎駅周辺整備を推進するためには、駅前広場や駐車場、県道甘地福崎線の整
備を先行して進め、これを起爆剤として駅周辺のまちづくりを進めていく必要が
あること、また、町と県が連携し、平成26年ないし30年度の5年間で駅前広
場や駐車場、駐輪場の整備、県道甘地福崎線の駅前ないし湯口踏切間の拡幅整
備を行う予定であるとのことであります。

また、福崎駅周辺整備についての、県と町の役割分担については、駅前広場や
駐車場、駐輪場の整備、駅前広場整備に伴う県道甘地福崎線のつけかえ部分の
拡幅整備や町道駅南幹線のつけかえは町が行い、県道甘地福崎線の町つけかえ部
分から北側の区間の拡幅整備は県が行う予定であるとの報告を受けました。

次に、福崎駅周辺整備に係る地形測量の概要について、資料により報告を受け
ました。委員から「福崎駅周辺整備に係る地形測量の対象世帯は幾らあるのか」
の問いに対し、「地権者については全体で124人であると確認をしていますが、
空き家の数については把握していない」との答弁がありました。

次に、福崎駅周辺整備に係る地形測量説明会を11月21日に実施をするとの
ことでありました。

次に、福崎駅周辺整備事業詳細設計業務委託に係る入札結果について、報告を
受けました。

以上でございます。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

- 議長 日程第2は、議案に対する質疑であります。
- 議案番号順に進めてまいります。関係する議案は複数で質疑を受ける場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第97号、議案第99号及び議案第100号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。
- なお、議案第98号、工事請負契約の変更（農業集落排水事業機能強化工事）につきましては、議案第93号の農業集落排水事業特別会計補正予算との関連がありますので、農業集落排水事業特別会計補正予算の採決後に、改めて採決することにいたします。
- それでは、報告第12号、第24期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、質疑はありませんか。
- 4 番 4番城谷です。事務局備えつけ資料の11ページ、運賃とあるのですが、これは何の運賃なんですか。
- 地域振興課長 この運賃につきましては、通販の売上商品ですとか、取引先への商品の発送に係る、宅配便の運賃でございます。
- 4 番 このC・D・E、これは運送会社ですか。それとも何かの区分わけですか。
- 地域振興課長 これはそれぞれの運送会社でございます。
- 4 番 現状の運賃などはどれぐらいでやっておられるのですか。
- 地域振興課長 現状の運賃につきましては、それぞれの会社から見積もりをとった中で地域ごとに有利な業者に委託をしているところでございますが、個々の単価につきましては、競争性等種々の問題もあると思っておりますので、この場では差し控えさせていただきます。
- 4 番 ホームページを見ても、運賃が幾らなのか、もち麦を買うのに当たって、全然明記されていないというか、買わないと運賃がわからない状態に今なっていると思うんです。
- ほかのホームページなんか見せていただきますと、運賃表というのが一番最後についてまして、代引きが幾ら、どこ方面は幾らとか、そういうのが全然明記されていないんですが、今後そういうことはお考えですか。
- 地域振興課長 申しわけございません。ちょっとその中身までの確認はできておりませんが、当然そういったインターネットでの注文の際には、必ずわかるようにはなっております。
- 4 番 買われるお客さんに、やっぱり幾らで自分の手元に入るんかいうのを明記したほうが、今後の販売とかにつながっていくと思うんですが。
- 続いて、12ページ、広告宣伝費というので、求人広告13万8,000円、求人広告5万1,000円、5万1,000円と、上がっているんですが、これは24万円使っておられますが、そんなに何回も募集するもんなんですか。
- 地域振興課長 求人募集につきましては、社員とかパートの求人でございますけれども、もちむぎ食品センターの待遇面等の問題もあってかと思っておりますが、募集に対して応募者が少ない場合、また、面接等で採用に至らなかったり、採用しましても数カ月でやめてしまうというようなケースもございまして、これまで複数回募集をかけたものでございます。
- 4 番 それとこのBの13万円、この毎日新聞ですが、ほかの新聞社とか見積もりは

とられているのでしょうか。

地域振興課長 こういった新聞に掲載する場合の広告につきましては、広告会社が企画をしたものがほとんどでございます。そういった中で、例えば神戸新聞の企画がございましたら神戸新聞に載せる場合もございますけれども、その企画の内容によって載せる載せないという判断をしてやっているものでございます。

4 番 続きまして、備えつけ資料13ページですか、雑費の中にF46万3,035円、マットリースと書いてあるんですが、このマットリースだけで46万3,035円なののでしょうか。

地域振興課長 説明資料につきましてはマットリースと書いておりますけれども、マットリースとそれ以外にもちむぎのやかたの中のゴキブリ、ネズミの駆除剤、こういったものを毎月取りかえをしております。また、清掃用のモップの借り上げ、こういったものもこの業者に委託をしているものでございます。

4 番 そのマットリースというのは何枚なんですか。

地域振興課長 マットのリースにつきましては、7枚でございます。

4 番 だと、駆除をする、マットリース等とか、駆除代等のほうがいいんじゃないかなと思われるんですが。

続きまして、今期はNHKでうまくPRされて、放送されて、黒字に転じられましたが、来年そうとは限らないと思います。コンスタントに売上を伸ばし、今後のPRはどういった形で宣伝するのか伺いたいんですが。

地域振興課長 まず、今期におきましては、NHKの放映によった効果が非常に大きく出ております。その中で、インターネットによる販売件数もふえてきております。そういったところで、今後につきましては、フェイスブック等も活用して情報発信をしながら、ホームページからの注文等にも誘導をしていきたいと考えております。

また、顧客につきましても、大切なものでございますので、定期的なダイレクトメールを発送しながら、売上増につなげていきたいと思っております。

当然、広告料を出して、大きな広告を打てればいいんですけれども、なかなかそんなわけにもいきませんので、新聞記事にさせていただきますとか、テレビ番組などでも取り上げていただけるような、そういった取り組みも考えていきたいと思っております。

4 番 今の答弁の中で、フェイスブック等でホームページに誘導すると言われましたけれども、今現在福崎町のホームページで、もちむぎのやかたというのはリンクされてないんですよ。観光協会とはリンクはついでとんですけども、今言われました誘導していくのであれば、福崎町のホームページにもちむぎのやかたをやっばりリンクしていただけたらと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

地域振興課長 現在のホームページの中では、トップページからはリンクが張られておりません。一旦中へ入った中で、もちむぎ食品センターにはリンクは張っておるんですけども、今年度福崎町のホームページ、改修をしております。そういった中でも、できるだけもち麦につながるような、誘導できるような形には持っていきたいと思っております。

4 番 できるだけみんなの人に見られるように、リンクアップしていけたらいいんじゃないかなと思われま。

議 長 質疑の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開時刻は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分



- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ほかに質疑はございませんか。
- 9 番 それでは、24期事業報告について、少々ご質疑をいたします。
まず、今期はとりあえず売れて売れて、売れ過ぎてうれしい悲鳴というふうに報告もありますし、また、その中でも特にもち麦精麦は注文が多過ぎて、売るのを制限しているとお聞きしておりますが、このもち麦精麦でございますが、このもち麦の原麦から精麦にする歩どまりは何%ぐらいになっておりますか。
- 地域振興課長 現在加工に出しております精麦につきましては、75%で仕上げしております。
- 9 番 その75%であります。もう少しふやす努力、というのは、その75%以上になれば、取れ高も少しふえるんじゃないかなと思うんですけども、その点はいかがですか。
- 地域振興課長 ご指摘のとおり、できるだけ精麦の歩どまりを高めれば、商品としての量がふえるわけですけども、当然精麦でございますので、見た目の色ですとか食感、これがやはり変わってこようかと思えます。
以前につきましては、より白くということで、70%以下にしていたこともございます。ただ、NHK以降やはり量を確保したいというところもございまして、極力上げてきたのが今現在の75%ということでございます。
- 9 番 そのもち麦原麦を精麦に加工されると、外注だと思えますけれども、その外注先は何社ぐらいあって、どこどこになっていきますか。
- 地域振興課長 精麦として商品にしておりますのは、四国にあります精麦会社1社でございます。
- 9 番 その名称というのは言いにくいですか。
- 地域振興課長 会社名につきましては、高畑精麦でございます。
- 9 番 もう少しはっきりゆっくり言うてもらわんと、ちょっと聞き取れなかったんで、お願いいたします。
- 地域振興課長 高畑精麦でございます。
- 9 番 そのもち麦精麦ではありますが、議会備えつけ資料を見ておきますと、1キロ当たり値段が314円11銭となっておりますが、これは在庫ということは結局原価だと思うんですけども、そしたら小売値段というのは1キロ当たり幾らになっておりますか。
- 地域振興課長 販売価格につきましては、定価で840円としております。
- 9 番 840円というのは、原価からすれば大分こう利幅があって、相当もうかる商品だと思いますけれども、これだけ利益があるんだったら、もっともっと利益が出てくるはずじゃなかろうかなと、素人考えでは思うんですけども、その辺いかがですか。
- 地域振興課長 当然精麦の販売につきましては、直接売店で販売している部分、それから通販で販売している部分もございまして、またやはり、販売店を通じた販売もかなりございまして、そういった中ではなかなか定価では利益が上がらないことと、それから、精麦が一気に注文が来まして、1キロの袋詰めも、本来はもちむぎ食品センターでやっておりますが、なかなかそれが間に合わないということで、袋詰めを今期につきましては外注した部分もございまして。
- 9 番 その、よく売れて売れて困っているもち麦精麦ではありますが、今期はそれでしたら、売上総額はもち麦精麦に限って、幾らぐらいですか。
- 地域振興課長 24期の売上の中で精麦が占めておる額としましては、約2,000万円でございます。量といたしましては、約29トン、製品の重量でございます。

9 番 これからももっともっと頑張ってもらって、今期は黒字になっておりますが、先ほど城谷議員もおっしゃいましたけれども、今回は特需という場面もありますけれども、それともう一つ、もち麦商品の販路拡大ですが、先ほどネットとかフェイスブック等で頑張っていくというふうに答弁されておりましたが、もっと具体的な内容はないんですか。例えば神姫観光や、いろんな観光会社へ行って、もっともっと立ち寄りをふやして売上をふやすとか、そういう具体的な方策、対応策は考えておられるのかどうか、その辺もあわせてお願いいたします。

地域振興課長 もちむぎのやかたへの誘客施策につきましては、常々旅行会社ですとかバス会社にPR等もしております。そういった中で、企画も打ち出しながら、立ち寄り客がふえるような施策もとっておるところでございます。

9 番 それと、決算報告書ですけれども、この貸借対照表、4ページになりますけれども、ここで売掛金という項目があって、1,236万3,573円、前期はざっと800万円、その前は、その前も同じく800万円前後と、今回400万円ほど売掛金がふえておると思うんですけれども、これは今回売上がふえたからそうなっているのか、その辺の経緯を少しお願いいたします。

地域振興課長 売掛金につきましては、前期と比較しまして四百数十万ふえておりますが、これまでずっと取引のあるところにつきましても、この期末前に出した商品が多かったということもございまして、数年に一度出しているような酒造会社への原麦、焼酎、もち麦焼酎をつくっておりますが、そういったところへの商品を出したものの、こういったものも残っておる関係で、前期と見ますとふえたところがございます。

9 番 そうしたらこの売掛金の請求というんですか、例えば8月31日が期末とすれば、いつ締め、いつ集金というふうな対応をとられているのか。

地域振興課長 もちむぎ食品センターにつきましては、月末締めの基本的には、翌月末払いにしております。

9 番 そしたらこの1,236万円の貸付金は8月31日でこれだけ残っているから、一応9月末、遅くとも10月の中ごろまでには、ほぼ集金、回収はできておるんですか。

地域振興課長 はい、ほぼ回収は終わっております。

議長 ほかに質疑はございませんか。

1 番 複式簿記でやられておりますので、複式簿記というのは、昨年度、一昨年度いうことで、比較してよくわかるわけでございます。

23年の12月の議会におきまして、私が焼酎の箱の質問をしております。焼酎1本入りの化粧箱について、焼酎はどんな形で売られているのかなということ、現在私はもちむぎ食品センターではもち麦焼酎を売っていないというような認識で、なぜ化粧箱があるのかと、こういう質問をしたわけでございますが、そのときには、以前に販売しておいた時代の残り物だということを知っております。

そしてその23年の焼酎の化粧箱22期、見ましたら、2本入りでございますが、JA倉庫に800あったわけでございます。そしてこのようなわけでどうなったか、返品されたか、どうなったかということでございまして、23期、24年の8月31日を見ましたら、300に減っているわけです。返品されたのかということで、このような考えで見えておりました。

ところが、24期のもち麦の化粧箱を見ましたら、800になっているわけでございます。これは、売れもしないような、売っていないような商品を仕入れていたのかなと、このように私は感じるわけでございますが、売れないような、また売れないような商品をなぜ仕入れられたのか、そこをご説明をお願いいたしま

す。

地域振興課長 その件につきましては、ちょっと把握ができておりませんので、一旦調べさせていただきますまして、後ほど答弁をさせていただきます。

1 番 いつその返事はもらえるでしょうか。

議 長 議事の都合で暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

◇

議 長 会議を再開いたします。

地域振興課長 基本的には、ご指摘のように新たにそういった仕入れはしておりませんので、23期のその在庫の状況につきまして、改めて確認をした上で、また所管の委員会等で報告をさせていただきたいと思えます。

1 番 それではまた委員会で報告していただくということでございますので、民生まちづくりの委員さんは、よくお聞きをお願いしたいと、このように思います。

続きまして、昨年度は特別収益で10万円あったわけでございますが、24期は10万円が計上されてないということでございます。その答弁に対しまして、昨年度この10万円は何かという質問をされておられます。それはもち麦の関係者の団体から10万円を納めていただいていたということでございますが、この団体につきましては、もう去年でその役員負担分というのは終わったんでしょうか。

地域振興課長 現時点ではまだ残っております。ただこの24期につきましては、団体の会計の処理上でございますが、これは町からの補助金等も出しているわけでございますけれども、ちょっとその中で、もちむぎ食品センターへ抛出するだけのことができなかったということで、引き続き25期からは受け入れさせていただく予定でございます。

1 番 今、全体的に役員責任負担分というのは、幾らほど残っているのでしょうか。

地域振興課長 再建に係る役員負担の現時点での未収額でございますが、1,449万円でございます。

1 番 え、ちょっと。

地域振興課長 1,449万円でございます。

1 番 まだたくさん残っておられますので、役員責任負担分の回収も、心がけてやってもらいたいと、このように思うわけでございますが、その点よろしく願いをいたします。

議 長 それは要望ですか。

1 番 いやいや返事、要望じゃない。

地域振興課長 再建計画の中では、そういった形で残っておりますが、これにつきましては社長であります町長からも何度か答弁しているところもございまして、ご了解をいただきたいと思えます。

1 番 社長、町長の負担が、幾らでも少なくなるように、その努力をお願いしていると、こういうわけでございますので、そこらは個人の責任というののもいかなものかと思えますので、そこらあたりを私は今お願いをしたと、こういうことですので、もっと努力をしていただきたいと、このように思うわけでございます。

副 町 長 まさにそのとおりでありまして、努力をさせていただきます。

1 番 貸倒引当金が1件ありました、今回。13ページ、24年度、議会事務局備え付け資料の貸倒損失、7万5,399円、これは通販なのか、販売店なのか、レ

ストランなのか、どの部門から発生したものでしょうか。

地域振興課長 貸倒引当金につきましては、全て通販に係るものでございます。

1 番 通販に今、城谷議員も質問されておられましたように、通販につきましては、こういうことが起こる可能性は十分にあるかと思っておりますので、そこらあたりを気をつけた債権管理をお願いしたいと、このように、これは要望をしておきます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

5 番 何点かご質疑をしたいと思います。まずはじめに、この24期におきましては、非常にこのもちむぎのやかたの食堂利用人数が、前年度と比較いたしましてふえているわけなんです。この書類上でも見てみますと、19カ月連続、人員が前期比、比べるとふえているわけなんです。非常にいい効果が出ているなど思っているわけでございます。

しかしながら、過去5期ほど振り返ってみますと、第20期の3万6,349名というのが、この5期間では一番多いわけなんです。今回は前回よりも非常にふえているわけなんですけども、この20期に比べますと、この24期におきましては、3万5,152名という総人数が出ているわけなんですけども、1,197名が20期に比べますと下がっているわけなんです。

これはどうしても波がありますので、いたし方ないわけでございますけども、やはりこのもちむぎのやかたにつきましても、しっかりとした目標を掲げながら、そして、集客についての設備の改善とか、そういうものを今後先々検討していかなければいけないのではないかという感じがするわけなんです。その点から、ご答弁をお願いしたいと思います。

地域振興課長 ご指摘のとおりでございますけれども、レストランの来客数につきましては、やはりバスツアーのお客さんの影響も大分出てまいります。一旦は震災の後、そういったバスツアー客が減ったというところもございしますが、そういったところにつきまして、先ほども申し上げましたけれども、旅行会社、バス会社へのPRというんですか、そういったものに努めていきながら、集客に努めていきたいというふうに考えております。

施設の改善等につきましては、できる範囲から今取り組んでいるところでございますけれども、なかなか大規模な改修には至らない。ある意見としましては、レストランでもっと売上を伸ばすためには、バスを団体客をもっと受けられるように、例えばお客さんのスペースを拡大するとか、そういった話もございしますが、そういったことをしますと、逆に社員も必要になってくると、そういった費用対効果もございしますので、なかなか難しい判断のところかと思っております。

5 番 事業というものは、これはまたまた生き物でございますので、毎回毎回変化があるわけなんです。それを考えますと、非常に思い切った設備投資なんかもできないというのは、私もわかっているわけなんです。

しかしながら、今、株式会社もちむぎ食品センターにおきましては、大きな借金を抱えているわけなんです。この1億1,600万円、そしてこれが23期から返済をするんだという形でもって出ているわけなんです。それが、今回のこの24期におきましても、来年の1月31日が一応納入日という形になっているわけなんですけれども、これが我々は議会でもってこの皆さん方が同様に賛成をして、この1億1,600万円を投入したわけでございますけれども、その辺についての計画性が少し足りないような感じがするわけなんです。

やはり、今回はNHKの放送によりまして、非常にこの4月以降は大きく通販の販売が伸びておりまして、約200%以上の売上になっているということで、販売のほうもセーブしなければ対応できないというふうな事態になっているわけ

なんですわね。

そして、もともとお金を返済するのだとなりますと、毎年600万円の金を返済するならば、それにちなんだ計画を立てなければ、これは到底できないと思うんです。今の状態でもって、私も以前にも、この件についてはご質問もいたしましたけれども、今の状態でそれを返済するならば、これは絶対無理ですよというふうに言うておきました。やはり、いろんな取り組みをしていながら、そして計画をし、プラスアルファの600万円をどのように捻出していくのかということが、やはり数年たってもまだいまだに見えない部分があります。

今回のこのNHKにおきましても、これ自力じゃないんですよ。他力本願でこのような結果が出たわけでごさいます、これはただの風なんです。恐らく今の皆さん方は、皆さん全員が健康志向でもって考えていますので、恐らく一、二年はもつだろうと思います。しかしながら、それ以降がなかなかと見えないものがあるわけなんです。それを考えますと、やはりしっかりと議論をされていると思いますけれども、いま一度確認をいたしますけれども、その辺の計画性はどうか。

地域振興課長 現在の賃貸借契約で申し上げますと、600万円ずつ返す必要があるんですけども、600万を返すにつきましては、利益等が出ましたら、法人税等を納めた後での600万円でございますので、利益といたしまして、1,000万円以上出なければ、600万円の返済が不可能であるというところでございます。

ですので、今の売上の中で1,000万円以上の利益を確保していくための経営計画というんですか、そういったものが必要なでありますけれども、検討委員会の中でもそういった議論もしていただいております。しかしながら、現状で早速にそれだけの利益を出すというのは、非常に困難じゃないかというところでございます。

具体的に、それぞれ今後も詰めていかなければならないわけでありましてけれども、現時点でそれだけの計画をつくれと言われるのは、ちょっとなかなか難しいというのが現状でございます。

5 番 今、全国的に見ていますと、各企業、中小、大企業、それぞれが非常に厳しい経営状態でもって経営をされております。そして、毎日のように倒産もしているわけなんです。それらは全て町が貸し付けするような、そういうお金は持ち合わせをしておりません。自分たちでもって知恵を絞りながら、しっかりと研究を重ねながらやっているんだけど、なおかつそれが利益に結びつかないというふうな現実でもって、やはり最終的には従業員の首を切り、そして、倒産をしてしまったというふうな企業も、私もたくさん知っております。

やはりそれだけ厳しい状況の中でもって、本当に血がにじみ出るような努力をして、はじめて一流というふうな形の、そういう企業に成長していくんではないかなという感じがするわけなんです。

ですから、その辺の努力が少しかう見えない感じがするわけなんです。貸し付けをしてからも数年たっております。もう5年ですか。やはりもっともっと真剣に、社長以下全員がもっともっと真剣に取り組んでいながら、この問題を解決していかなければいけないと思います。

このお金にしますと、現在福崎町では約2万人いますので、ざっと計算しましても、一人頭5,000円以上ですか、そういうふうなお金になろうかと思うんですけれども、そんな感じのお金が、赤ちゃんからお年寄りまでがご負担をいただいているということを考えますと、やはりもう一歩進んだ考え方が必要ではないかなというふうに思います。

そして、先ほどから、精麦の話が出ておりますけれども、いよいよ底をついているという話でございますけれども、この貸し付けをしてから、その精麦の生産はどのようになっていますか。21期では、使っている精麦が40トンというふうに議事録に残っているわけなんですけれども、ここ数年、毎年何トンぐらい使われているのか、その辺ちょっと教えていただけませんか。

地域振興課長 それぞれの期におけます原麦の出庫量で申し上げますと、21期は約48トン、22期で約32トン、23期が約29トン、24期につきましては、56トン弱という状況でございます。

副 町 長 質問議員さんからありました、将来における生産性でありますとか、評価の関係であります。

昨年、600万円の原資を1年間棚上げするといった形の中で、町としてもそれら等は受け入れるという形の中で、検討委員会等を立ち上げたいという報告を差し上げました。その中におけますこのもちむぎ食品センターの経営状況の評価、検討委員会では収益性は総じて低いと言わざるを得ないと、こういうようになっておまして、一番大きい22期の赤字が1,000万円を超えておると、こういうような事柄の中、またNHK放映による特需的な要素が強いということもあって、24期は黒字になっておるわけでありまして、そういう事柄にも触れておられます。

また、安定性等につきましては、年によって多少の変動はあるものの、大きな下落はないということもあって、売上額も約1億5,000万円前後で推移しているということもあり、安定性については高いという判断をいただいております。

また、成長性につきましては、先ほどお話がありましたように、レストランの売上はここ数年上昇傾向にあるということもあつて、潜在的な成長性は十分にあるといえるというように言われております。また、生産性等につきましては、めん生産量は当然ながら売上に連動しておるということでありまして、現状の設備規模、生産体制では製造量の限界があると、こういうぐあいになっております。

総合評価でいいますと、標準的な中小、小規模企業ではあるとはいえ、この第三セクターとしての評価は、過去の暗い事件があつて、大きな借入はあるものの、単年度で見れば成功事例類にされているのも納得できるという評価をいただいております。それらに合わせた形の中で取り組んでいこうというところでもあります。

なお、1億5,000万前後の売上があれば、今後の町に対する借入金、債務弁済計画については、ある一定の方向の認識をいただきながら、それらに対応していきたいというように思っております。毎年600万円の返済というのは厳しい状況にあります。今の状況が続けば、ある一定の部分で返済ができていくのではないかと、そういうような事柄の計画も立てるのではないかと、そういうような事柄でいただいております。

当然、私どもは、返済計画がありますので、それら等履行していただきたいわけでありまして、この食品センターの位置づけから含めると、その存続価値があるものと考えながら、存続方向の中での検討も加えていかなければならないといったような事柄に思っております。

また、県のほうからは、もち麦産地振興協議会なるものの立ち上げに対して、100%の補助金をいただいて、生産組合でありますとか、農林振興事務所、または普及所、町からは私、地域振興課長を含め、参画をさせていただき、これら

について、売れる加工商品の研究開発でありますとか、もち麦栽培に対する生産者の意欲を湧かさせていただくような取り組みも今やっております、長期にわたるような形の中での対応になるかと思うわけでありまして、そういう対応をとっていきたいと思っております。

- 5 番 確かに、副町長の言われるとおりであります。今期もその売上が1億6,904万8,000円ぐらいありますので、これは非常に私はすばらしいと思ってるんです。思っているんですけども、やはり、借りたものをすぐ返すという、そういう計画性を持たなければ、いつまでたっても、借金を背負って、そこで働く方々もちょっとこう活力が湧かないのと違うかなという感じもするわけなんです。これ、副町長、私無理言ってるのと違うんですよ。やはりこう具体的に議論していきながら、しっかりとしたもち麦の健全化を望んでいるわけでございまして、今度来年の1月31日ですか、これ今度は24期は問題なくできるんですか。返済のほうは。

副町長 会計月が変わる関係におきまして、今まででしたら8月末をもって決算をうっております。今期の部分については、3月というような形で、一番売上の多いお中元戦線が入っていないということもあり、非常にキャッシュフロー等も難しいと、また、資料にもついておりますように、25期の計画の中におきます分野は、営業利益も赤字になっておるといったような事柄でありまして、それら等を鑑みますと、非常に厳しい状況下にあるといったように考えております。

また、もちむぎ食品センターの監査委員さんの意見書の中にも、そういったような事柄に触れておられるということもあり、正式な申し入れはまだいたっておりませんが、それらを考えた上の検討を加えていかなければならないというように思っております。

また、経営検討委員会については、それらは当然として、借入を起こしておる分野については、返済していくものとして経営に当たっていただきたいし、それらは従業員も含めた中で、そういう意識づくりを持っていただきたいというような意見はいただいているところであります。

- 5 番 いろんなことがありますけれども、やはりこの数字を見てる限りは、私は結構努力もされているんじゃないかなという感じがしますけども、やはりもう一歩進めて、未来に明るい兆しが見えるような感じの、そういうふうなことも必要というふうに思うんです。

私たちが常にあちこちに行っては、このもち麦、あるいは柳田國男の生家、これはどこに行っても欠かさずに言葉に出して言ってるわけなんです。しかしその借金のことは言いませんよ、一切そのことは。ただ、こういう形でもってやっているんで、何とか結局、協力をお願いしますという形でもって、そういうふうな営業も兼ねてやっているわけなんですけども、やはり町長以下全員の方が、そういうお気持ちになって、やはりこうどんどんどんどんもち麦の売上を、伸ばしていく。それにはまずもとの原麦をやはり生産をふやしていかなければいけないということなんです。そしてそれは現在は、営農組合ですか、これ福崎町で4社か5社かあるんですけども、現在はどの関係で取り組みされていますか。個人と合わせて。

地域振興課長 26年産のもち麦につきまして、この秋に作付が終わりました。これにつきましては、6営農と、個人3名でございます。このたびから、二つの営農組合と1個人について、新たに参加をしていただいております。

- 5 番 二つの営農組合と個人だけでできますか。例えば、これ精麦の場合でしたら、在庫もある程度私必要じゃないかと思うんですよ。やはり、1.5倍から2倍ぐ

らの在庫を抱えておかないと、今期のように急に売れ出したら、結局、とめてしまうという、こういうもったいないことがないように、ある程度の在庫も必要かと思うんですけども、その辺の計画はどうなってますか。

地域振興課長 ご指摘のとおりでございます。在庫につきましては、45トンから50トン程度が理想という形で進めておったんですが、NHKによってドッと一気に減ってしまったというところがございます。

作付面積につきましても、これまで多くても二十五、六ヘクタールの作付でございました。それぞれ生産組合とも協議をしておったんですけども、これを一気にそれ以上にふやすということは、なかなか難しいというところでございます。そういった中で、26年産、この秋に作付したものにつきましては、これまでは4営農組合と2名の個人の農業の方にさせていただいておりましたが、それにプラス、二つの営農組合と1人の個人の方に新たに加わっていただいたということでございます。

5番 そういう中から、やはりそういうふうな形のもとからやはり正していきながら、やはりこう計画性を持って進めていかないと、やはりこういういろんなことが高じますので、それでまた今回、顧客になっていただいた方々には、やはり電子メール、あるいは郵送などをもって、どんどんその幅を広げてもらうように、やっぱりそういう手続も必要ではないかなと思うんです。ただそこだけではなくして、そこから先に広げていただくような、そういうふうな施策も私は大切ではないかなと思いますので、これを、とめることなく、継続して進んでいくように、お願い申し上げます。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第13号、議会の委任による専決処分の報告（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第69号、人権擁護委員の推薦について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第70号、人権擁護委員の推薦について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第71号、教育委員会の委員の任命について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第72号、教育委員会の委員の任命について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第73号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第74号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

- 1 0 番 議案第74号について、少しお聞きをしたいと思います。
- 今回、55歳以上の方の昇給についての改正ということでございます。過去には良好なものが2号、特に良好なものは4号級以上昇給しておったものが、今回は良好なものはゼロ、特に良好なものは2号昇給と、このように改正されるわけです。
- 24年に、特に良好、良好については、何%ぐらい、何名の方がおられたのか、お尋ねをしたいと思います。
- 総務課長 本町におきましては、全員が標準としております。
- 1 0 番 何名の職員が該当になっておるのですか。
- 総務課長 全職員164名でございます。全て良好、標準の位置づけでございます。
- 1 0 番 評価については、どのような方法でやられておるのですか。
- 総務課長 本町の勤務成績につきましては、人事評価も参考にしながら、総合的な評価をした中で、標準としているものでございます。
- 1 0 番 今回は人事院の勧告によるものだと、このように説明がございました。こういったことをやることによって、職員のやる気とか意欲、そういったものに影響があるのではないかと思います。町当局はどのような判断をされておりますか。
- 総務課長 国の方針といたしましても、全体的な人件費の抑制という形で進んでいるのではないかと思います。ただ、この55歳の超える職員につきましては、民間準拠という考え方の中で公務員のほうが若干高いというようなことがございまして、それを是正する意味でのこういう措置でございます。
- 逆に、若い職員につきましては、民間のほうが公務員よりも高いという中で、その分野につきましても、若干是正していくという方向になっておりますので、全体的に考えますと、民間準拠の考え方に基づいて、こういった措置がなされているものと考えております。
- 1 0 番 民間はもう50歳になれば出向対象だと、55歳になれば役職離任というような状況で人事制度が進められておるわけでございます。そういった、民間は厳しい状況にあるわけですが、また反面、好景気でありまして、年末一時金については、かなり上昇をすると、こういったことも報道をされております。そういった中において、公務員の55歳以上の方が、今回昇給がストップになる。また下がる、上がらない、特によいものだけ上がると、これからいきますと、164名が来年度そのままおられるのかどうかわかりませんが、昇給がないと、このようなことになろうかと思うんですが、どうなんですか。
- 総務課長 この昇給が標準でストップするのは55歳以上の職員でございまして、それ以下の職員につきましては、今までどおり4号級の昇給が標準でなされるものでございます。
- 1 0 番 55歳以上の方でも、賃金表で最高水準に達しておる方がおられるんでしょうか、その辺はどうなんですか。
- 総務課長 何名かはおります。
- 1 0 番 今回人事院の勧告ということで、そのままの状況でこれは議案が提出されておるのではないかなと思うんですが、この人事院の勧告に従わない場合は、これはペナルティーとして交付税とか、補助金に影響があるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。
- 副町長 全くございません。行政経緯における地方交付税、単位費用の中で、それぞれの形の中で国の示された数値で計算しますので、そういったような関係ではございません。
- 1 0 番 近隣他町、この辺の扱いはどのような状況か、情報はとっておられますか。

- 総務課長 この人事院勧告に基づいて、55歳を超える職員についての昇給をストップしている市町もありますし、まだ検討中という町もございます。
- 10番 やはり職員の処遇、やる気、そういったものが出てくるような人事制度を進めていただきたいと、このように希望しておきたいと思います。
- 議長 ほかに質疑はございませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第75号、福崎町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、質疑はありますか。
- (「ありません」の声あり)
- 議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第76号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。
- 5番 今回のこの一部改正の条例につきましては、これは公的年金からの特別徴収制度の見直しという形でもって、ご説明がありました。そして、これにつきましては、平成28年の10月1日以降に施行されるんだということなんです。
- そして、ここにいろいろと書いてあるわけでございますけれども、この中で、これは今年金受給者がたくさんおられますので、その人の代弁として、聞いてもらったら結構です。よく聞きますので。毎回毎回年金が減って、そして負担がふえているということで、これはもうここで言うてもしようがないんですけれども、国の制度そのものが町に来まして、それでそれが実施されているわけでございますけれども、やはりこれは非常に高齢者にとりましては、痛手を揉んでいるわけなんです。
- ですからそれをやはり今回もこういう形でもって、改正になるわけですが、年金から引かれる特別徴収、その説明をまずお願いしたいなと思います。
- 税務課長 特別徴収の制度につきましては、地方税法にもうたわれておりまして、特別徴収ができること、制度として住民税、国民健康保険税、後期高齢者介護保険料等、特別徴収をすることができるということになっておりまして、年6回の支給のときに、年税額を6回に分けて支給額から引いていくというふうなところで、年金制度を持っている義務者のところから、それぞれ徴収をしていくということになっております。
- 5番 年金受給者の場合は、全て金額が、例えば半年前なら半年前に来まして、それで向こう6カ月間はこれで行きますよという形でもって受給額が決まっているわけなんです。決まっているにもかかわらず、途中でもって特別にまたそれを徴収するということは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんです。
- これは国会の先生方が議論してもらえばいいんですけれども、こういうことが地域まで来て、そこでもって議論をしていきながら、そして勝手にわからんままに引かれているわけなんです。正直言いまして。今では年金から引かれている、そのものとしては、介護保険料とか、あるいは個人住民税とか、個人、引かれますよ、個人住民税。それから、もう一つは、国民保険税ですから、これ間違いないですか、課長。
- 税務課長 はい、個人住民税も年金からの特別徴収をしております。後期高齢の医療保健、介護保険料。
- 5番 後期高齢ですけども、個人が例えば町でも市でも申請すれば、そこから年金のほうから天引きになるわけなんです。そうでしょう。ご答弁お願いします。
- 税務課長 年間18万円以上の年金をもらわれている方は、年金から保険料を控除する

というような制度になっておりますので、それに従って実施しております。

- 5 番 そうしますと、例えば、国民年金を満額掛けても、80万足らずなんです。もらう金額というのが、年間でもって。そうしますと、その方々は、その低い年金の中から、全てお支払いし、そしてこれは何ですけども、生活保護者に比べますと、非常に生活に困窮をされているわけなんです。といいますのも、生活保護者の場合は、これ最高120万ですか。そういう形でもって、支給されている。もちろん住宅も無料であるし、医療費も結局削減されているということでもって、非常に、これはどうしてもしょうがない方がいいんですよ。でもやっぱり、悪質にそういう保護を受けている方も中にはいるというふう聞いております。それを考えますと、やはりこの今国民年金受給者については、非常にこの辺の負担額が多くなってきますと、毎日の生活が厳しくなるというふうな現実があるわけなんです。

それらを考えますと、今回のこの改正も、平成28年の10月以降に改正するというふうになりますけれども、ここに結局その数がありまして、前年度分の年税額×2分の1、その割ることの3というふうになっておりますけれども、これが現在の比率と比較しますと、どのぐらい上がるんですか。この制度で行きますと。

税 務 課 長 掛金の金額については、年税額は制度的には一向に変わりません。引き方の金額を平準化させるために、今まででしたら前年の実績額で徴収をしてました。それを平準化させるために、前年度の年税額、今年度の年税額の2分の1を3回に分けた分で徴収をして、その残りを本税の課税、8月からの8月、12月、2月と3回で割るということで、年税額自体は変わりはありません。引き方の金額を平準化させるというような改正になったということでございます。

- 5 番 それでこの分が平成28年の10月から施行されるということなんですけれども、要するに、今こうやって上がってきた以上は、途中28年の、例えば9月か6月議会に出てくる以外には、もう途中出んでしょう。このまま多分、恐らく、ここでもって可決されたら、このまんま行くと思うんです。この件については。

ですから、その点について、結局、私ももしこれがどういうふうな形になるかわかりませんが、まだ改正があるかもわからんけども、3年ありますから、今25年ですから。26、27、28と。ですからその間にまた改正等もいろいろ考えているらしいんですけども、やはりこれがもし変わりますと、いろんな形でもって負担とか、あるいは個人の消費も減ってきますので、その辺もやはりこう考えた上でもって、いろんな取り組みをやはり町から、あるいは県とか、あるいは国のほうにもそういうふうな意見として述べることも大切ではないかなという感じがするわけなんです。ただ来たものをそのままずっと流すんじゃなくして、やはりその件について、いろんなこう問題点があることについては、各自治体がどんどんと訴えることによって、それが標準化できるんじゃないかなという感じがしますので、その点を申しつけまして、私の質疑を終わります。

以上です。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

- 1 1 番 この平準化されることによって、去年に比べて4月からの年金がことしは多くなったなというふうな、そんな感じに、この平準化の年にはいきなりなるような可能性もあるんじゃないかと思ったりするんですけど、その点はどうなんでしょう。

いずれにしても、この制度の問題について、わかりやすい説明があってほしいなと思うんです。これ、私もちょっとわからんので困るんですけど。住民の人から問い合わせを受けたら、わからんものがなおさらわからんというふうなことに

なりがちですので、その都度税務課にお聞きをすることになるんですけど。わかりやすい説明ができることにならないかと思うんです。最初に言いました、その、いきなり去年に比べて、ことしの4月上がったなというふうなことになるはしないでしょうか。

税務課長 皆様にお配りをしております議案資料、76号の議案資料の1ページに、この町税条例の改正の概要を示させていただいているんですが、その左側の下の欄を見ていただきますと、その改正の内容についての、それぞれの期ごとに引く金額を表示しております。

例えば、年度欄、一番左側に年度欄があるんですが、N+1の年度を見ていただきますと、医療費控除等で年税額が3万6,000円に減額になった場合のことを書いてあります。仮徴収税額は前年度の2月分の本徴収税額を1万円として、4月、6月、8月の3回分を年金から徴収をしまして、残りの年税額から引いた6,000円を3回に分けて2,000円ずつ徴収するということになっておりました。

次に、次の年度、N+2については、年税額がまた医療費控除がなくなって、6,000円に戻って課税をされております。仮徴収税額は前年度の2月分の本徴収税額の2,000円として、4月、6月、8月の3回分を年金から徴収して、6万円から6,000円を引いた残額、5万4,000円を3回に分けて、1万8,000円ずつ徴収をしております。

その次の、N+3、もう一つ次の年度は、年税額が6万円ままで変わらないんですが、仮徴収税額は前年度2月分の本徴収税額1万8,000円として、4月、6月、8月の3回分を引いております。年税額6万円から、1万8,000円の3回分、5万4,000円を引いた残額の6,000円を3回に分けて2,000円ずつ徴収するという方法で、今現在徴収をされておりました。

非常にでこぼこ、金額にでこぼこがあったわけなんです。それを改正案につきましては、前年度分の年税額の2分の1の額を、3回に分けて4月、6月、8月と仮徴収として徴収して、年税額から仮徴収税額を引いた残りの残額を3回に分けて引いていくということで、変化が緩和されるというようなことに改正になりました。

これは当然納税者にとっては、その年によって非常にその税額が変更になるというような引き方よりは、緩和された引き方のほうが納税する側にとっては、非常に納税しやすいというようなことの状況に改善をされたというような改正です。

何ら年税額の計算に当たっての変更というような改正にはなってございません。以上です。

1 1 番 いや、その趣旨はそのように思うんですけど、何せもう年金を受けられておる方々は、大体が60歳を皆さん超えておりますので、そういう意味では、わかりやすい説明が要するというふうに思うんです。

この平準化した年が、前年に比べて、4、5、6の分が若干上がったなということの感じを持たれることもあるだろうと思ったりもするわけでお聞きをしたわけです。

いずれにしても、できるだけ庶民にわかりやすい説明文をつくってほしいと、そこはもう中塚課長に大いに期待をいたしておりますので、よろしく願います。

税務課長 そういった相談も税務課のほうにもございますので、相談に来られた納税者については、わかっただけのような形で、こういったチラシも示しながら、丁寧なご説明はさせていただいているというのが現状なんです。

- 議 長 ほかに質疑はございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第77号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。
- 2 番 報奨金についてなんですけども、全ての市町村が廃止になって、今回福崎も来年度から報奨金がなくなるわけですけれども、今までどれくらいの方が前納されていたか。
- 税 務 課 長 25年度の前納の件数なんですけど、5,939件、前納をしていただいております。
前納報奨金としてお支払いさせていただいている金額が、606万3,872円でございます。
- 2 番 この報奨金がなくなることによって、来年度から、こういった感じになると思われませんか。
- 税 務 課 長 財源的には600万幾らかの財源が必要にならない、ならなくなるということなんですけど、収納率への影響が若干心配されます。
口座振替等の推進も含めて、早期の未納者には電話催告等で未納にならないような手立をとっていきたいと、このように思っております。
- 議 長 ほかに質疑はございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第78号、税外徴収金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。
- 2 番 税外徴収金の延滞金、これは介護保険料及び後期高齢者医療保険料延滞金、それぞれの件数と金額、もし延滞されておられる件数と金額がわかれば、お願いします。
- 税 務 課 長 介護保険料、後期高齢者医療保険料についての延滞金の徴収はございませんでした。
- 議 長 よろしいですか。
- 2 番 はい。
- 議 長 ほかに質疑はございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第79号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第80号、福崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、質疑はありますか。
- 8 番 議案80号の福崎町新型インフルエンザ等対策本部条例についてであります。昨年、全国で新型インフルエンザが猛威を振るっております。それにおいて、特別措置法が制定され、国及び地方公共団体に対策本部を設けるということが、この条例であります。
この福崎町でも今議会の対策本部条例制定となっておりますが、この条例は法律が平成20年5月11日に公布され、25年4月13日に施行となっております。

また、兵庫県におかれましても、25年の10月8日に告示されております。兵庫県下の多くの市町村は、県より早く設置されております。今回この12月議会にこの条例制定というのは、少し遅かったのではないかとおもわれますが、その点、お聞きいたしたいと思えます。

民生参事兼健康福祉部長 条例制定が12月になったことにつきましては、先ほど議員が申されましたとおり、県の条例や行動計画を参考にすることということで、おくれますということにつきましては、7月の民生活まちづくり常任委員会で説明をさせていただき、9月の定例議会には本会議2日目、委員長報告でもしていただいたところでございます。

したがいまして、資料にもお示ししておりますとおり、県の条例制定、また県の行動計画を策定後、今回の条例の制定、上程ということになってございます。

8 番 また、この説明資料のほうでは、行動計画の策定が26年となっておりますが、26年のいつ策定される予定でしょうか。

民生参事兼健康福祉部長 計画では26年ということにしておりますが、できる限り26年3月、いわゆる25年度中に策定したいというふうに考えております。

ただ、まだ県下ではどこの市町もできておりません。近隣等の動向を見ながら、国、県、町と合わせての対策というふうに考えております。

8 番 昨年度のインフルエンザ、これは新型インフルエンザの特例措置法ですけれども、昨年度のインフルエンザの蔓延状態をちょっと確認したいと思うんですけれども、昨年、また2年前の小・中学校におけるインフルエンザの学級閉鎖のピーク時等がわかれば、お教えいただきたいと思えます。

学校教育課長 昨年、一昨年の状況ですけれども、平成23年におきましては、インフルエンザのピークとしては2月から3月の初旬にかけて発生いたしました。学級閉鎖も、福崎小学校ほかで行っております。

それから、24年につきましては、1月中旬から2月にかけてましてで、やはり小学校、中学校で、複数の学級閉鎖をしております。

8 番 一般のインフルエンザも大体2月から3月に非常に猛威を振るうと、この新型の場合は季節を問わず、前回夏場でも猛威を振るっていったわけでありましてけれども、やはりインフルエンザは、空気が乾燥する、特に2月、3月が非常に危険な時期であります。

先ほどの答弁の中で、行動計画が3月をめどと言われたという答弁がございましたが、少し遅いのではないかと、できる限り早く、計画の作成をお願いしたいと思えます。

また、今回この制定の時期において、やはりこの条例に関しては生命、また感染症被害の軽減など、危機管理の意識ではないかと思えます。

この件に関して町長の、危機管理に対するお考えをお尋ねしたいと思えます。

町長 危機管理につきましては、万全を期していかなければならないと考えております。そういった意味では、私たち職員、私も先頭にいたしまして、情報の収集、それから上級機関の指示の内容、それを的確に早く掴みまして、それを町政に生かしていく努力が要るかなと、このように思っております。

ただ、今回12月になりましたのは、新型インフルエンザということですから、これまでのインフルエンザとはちょっと違うという形であります。新型となりますと、これはどういう形で新型があらわれてくるかというのは、なかなか政府自身もよう掴んでいない。新型でありますとは、どういう形なのか。そういった意味で、新型に対する対応、こういったものも上級機関の情報をしっかり見据えながら、本町では対応をしていこうと、やや慎重に構えたという面もあるわけであ

りますが、しかし、危機管理という面につきましては、全般にわたって私たちの情報収集能力を高めまして、対応してまいりたいと考えております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開時刻は13時といたします。

◇

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第81号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第82号、福崎町幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第83号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

7 番 議案説明資料で参考ということで表が出ており、色分けもされておるんですけど、前回検針から2カ月以内と、2カ月超というふうに下のところで書かれています。この①と②というふうに、水道料の使用料の検針日があってしてるんですけど、これ①と②との比較となると思うんですけども、その辺のことについて、もう少しこの参考の図表について、説明願いたいと思います。

上下水道課長 資料の参考の説明でございますが、①の場合でございますが、水道料金は基本的に2カ月に1回検針しております。それに伴いまして、例えば①の場合でしたら、2月20日に検針したものにしましては、基本的には4月20日までに検針を行うということで、この場合につきましては、経過措置によりまして、5%の消費税の適用というふうになります。

②の場合でございますが、これは3月検針の、3月20日に検針しましたら、5月20日までに検針を行えば、その間の使用料につきましても、経過措置によりまして、5%適用となります。ただ、検針日が5月20日を超える場合は、その下の計算式も載っておりますように、その一部が8%適用になりますので、そこからは注意をして、5%の適用になるよう、経過措置の適用になるような検針日をもって、確定日として検針をしていきたいと思っております。

7 番 表記で、前回検針から2カ月以内、2カ月超という、この何が2カ月以内で、何が2カ月超なのか、それがありませんけども、これは何を当てはめたらいいんでしょう。

上下水道課長 経過措置の適用の問題になるかと思いますが、確定日というのが経過措置の適用のポイントになってまいります。その確定日と申しますのが、今私が申し上げました検針日をもって確定日となりますので、4月1日で8%に改正しようと思いますが、その使用料の内訳が4月1日以前に絡む使用料につきましては、次の検針日をもって確定といたしますので、2カ月を超えない範囲であれば、経過措置の適用ということになりますので、あくまでも水道の検針日と読んでいただけ

ればいいかと思えます。

- 7 番 4月1日とその料金計算の中でどの位置に来るかということが問題かというふうに思えます。前回検針から2カ月以内、2カ月超という表現がわかりにくいというふうに思うわけなんですけれども、いわゆる、色分けもされておるんですけれども、ちょっとわかりにくい表になっているかなという感じはするんです。①と②というふうになって、比較していただいたら、①の場合は5%で行きますよと、②の表になっているほうは、3分の2を5%、3分の1を8%というふうにするということの説明のようなんですけれども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

上下水道課長 ①の場合は、申しわけありません。これは現行の検針の意味もあらわしております。現行といたしましても、これは①の場合は、先ほどもご説明いたしましたように、2月の検針で、2月20日に検針しましたら、次の検針が2カ月後ということになれば、4月20日ということですが、この場合は全て経過措置で5%の消費税の扱いとなります。

②の場合は、3月の検針の例を挙げておりますが、3月20日に検針をしましたら、当然その3月20日から4月1日までの使用もごさいます。その分を含めた意味で、5月20日までに検針を行えば、経過措置によって、3月20日から5月の検針日までの使用料につきましては、これも5%の適用になります。ただ、それ以降の分につきましては、当然8%適用になるという意味でございます。

- 7 番 この2カ月以内、2カ月超ということを書いておるのは、あくまで②の項について、5月20日に検針を行った場合と、5月21日以降に検針を行った場合ということでしょうか。

上下水道課長 ②の場合で、3月20日に検針を行いまして、次の検針が5月20日を超えれば、一部8%の適用になりますよということ、そういったことのないように、検針日につきましては、例えばこの例の場合でしたら、5月20日までに検針を行って、その間の使用料につきましては、5%の適用になるように努力をしたいと思っております。

- 7 番 表の色分けの意味などが今わかりました。検針日が20日の場合と21日以降になった場合に、こういう措置をとりたいということの理解でいいかと思えます。同じ資料が、同様の資料がこの83号、84号、85号、87号、88号と、合計5本の資料が同様のものとなっておりますけれども、ほかの議案にまたがるんですけれども、実際の料金の変更の状況について、変更前、変更後の早見表という形の比較ができる資料が最初からついておればよかったなというふうに思うんですけれども、この件について、その資料は提出いただけるでしょうか。

上下水道課長 ちょっとしばらく休憩をいただきましたら、用意します。

議 長 暫時休憩いたします。



休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時11分



議 長 会議を再開いたします。

上下水道課長 先ほどの資料の配付をしたいと思うんですけれども。

議 長 はい、許可いたします。配付してください。

配付漏れはございませんか。

長澤上下水道課長に資料の説明を求めます。

上下水道課長 ただいま配付いたしました資料で、まず最初、上の用紙でございしますが、左側

に上水道の料金の比較表をお示しをしております。上水道につきましては、外税方式で課税を今までしてきておりますので、3%分の増額と、端数の関係で計算は若干違ってきますが、基本的には3%分の増額という格好になります。

続きまして、右側にお示ししておりますのは、工業用水道の料金比較表でございます。これで、ただちょっと注意をしていただきたいのは、増額のところでございますが、上から290円からずっと下へまいりまして、金額が中ほどでゼロという格好になっております。またそれから、使用料がふえるにしたがって、また増額となっておりますが、この件につきましては、前回、平成10年の6月1日に消費税を改正するに当たりまして、100分の3から100分の5という改正でございましたが、このときに内税方式の改正をとっております。このときの基本単価を、内税方式でありますので、基本単価の改正を行っております。そのときに、従量料金にかかわります単価を10円から11円に改めさせていただいております。100分の3から100分の5に改めるに当たりまして、10円を11円に、1割の改訂を行っておりますので、内税方式に、こういった計算になってまいります。

したがいまして、今回の改正では、外税方式で改正を行いますので、もとの昭和58年4月1日に工業用水の料金を改定しました単価に戻しまして、今回の条例改正を挙げております。その単価に100分の8を乗じた金額と、こういう改正になりますので、使用料に応じまして、増額する額というのは変動してまいっております。これが工業用水の内訳でございます。

続きまして、資料の2枚目でございますが、左側に挙げておりますのが、公共下水の比較表でございます。これにつきましても、3%分の増減によります改正でございますので、基本的には上水道と同じでございます。

また、農集、コンプラの使用料につきましても、これは公共下水の使用料とは使用料金が異なります。当然その異なった分について、改正を行っているわけですが、これにつきましても、3%分の増額いうんですか、ふえるという内容になっております。

資料の説明は以上でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第84号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第85号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第86号、福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第87号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第 88 号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第 89 号、平成 25 年度福崎町一般会計補正予算(第 2 号)について、質疑はありませんか。
- 9 番 それでは、議案第 89 号、一般会計補正予算について、質疑をいたします。
- 事項別明細書の 46 ページ、19 節、交付金、中山間地域等直接支払い交付金 261 万 5,000 円について、質疑をいたします。
- 農林振興課資料の 4 ページと 5 ページにあります。もう一度確認したいと思うんですが、この交付金をもらえる、該当する地域、せんだっての説明では、板坂と神谷、そして高橋地区とお聞きいたしました。それでよろしいんですか。
- 農林振興課長 この交付金の現在該当する地区につきましては、高橋、板坂、神谷の 3 地区でございます。
- 9 番 それでは、この 261 万 5,000 円で、各地区の面積、例えば板坂では何平米、神谷には何平米、高橋では何平米、それぞれご答弁を求めます。
- 農林振興課長 高橋地区につきましては、481.70 アールでございます。板坂につきましては、446.82 アール、神谷につきましては、316.26 アールでございます。
- 9 番 それでは、それぞれの地区別の交付金の額はいかほどになっておりますか。
- 農林振興課長 該当地区 3 地区とも田んぼが該当しておりますので、単価が 10 アール当たり 2 万 1,000 円ということで、高橋につきましては約 101 万円、板坂につきましては約 94 万円、神谷につきましては約 66 万 5,000 円ということで、265 万 5,000 円でございます。
- 9 番 この地区を見ていますと、福崎・高岡地区に限定じゃないけど、なっておるんですけども、田原・八千種地区では全くその該当する地区がないのか、ここには上がってないんですけども、この点をお願いいたします。
- 農林振興課長 この事業の対象地区につきましては、県知事が指定する特認地域ということで、福崎町では該当する地域は 10 集落でございます。その中には当然田原地域、それから八千種地域も含まれておりました。
- 9 番 含まれておるといふ答ですが、含まれているのに、そしたらなぜ該当しないのか、どうなんですか。
- 農林振興課長 この事業につきましては、今言いました 10 地区、10 集落につきまして、説明会を開催をさせていただきました。その中で、参加希望につきましては、7 集落ということでございました。その 7 集落のうち、この要件でございます傾斜基準の 20 分の 1、またその 20 分の 1 の面積が 1 ヘクタール以上を満足するかということで、各集落におきまして、測量業者等に概略で現地を測量させていただいて、その中で該当する地区が 3 集落になったということでございます。
- 9 番 これは、ことし初めてですが、いつごろからこういうのがあるんですか。いつごろからこういうシステムというんですか、交付金の制度ができておるのか、それをまずお尋ねいたします。
- 農林振興課長 この事業につきましては、今回が第 3 期でございますけれども、第 1 期は平成 14 年から 18 年、第 2 期が平成 17 年から 21 年、今回の第 3 期が平成 22 年から 26 年という事業になっております。
- 9 番 そうしたら過去のこの 1 期、2 期のときには、なぜ該当する地区がなかったん

ですか。

農林振興課長 第1期、第2期につきましては、その当時各集落にお知らせをし、募集をいたしましたけれども、当時は申請集落がなかったということを知っているところがございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

7 番 資料7ページで、多目的公園整備ということで、仮称ですけれども、図面が出ております。実線のところが、いわゆる計画敷地というふうになっておりまして、現行の図書館駐車場の北側にまた新たに駐車場を増設するという、これはこの機会にこれを増設しようということなんでしょうか。

企画財政課長 図書館の北側に新たに駐車場と設けておりますのは、以前からある町有地でございます。現在草の管理を企画財政課でしておる町有地でございます。ここをこの際でございますので、予備の駐車場として整備をしたいとの思いで、あげているものでございます。

7 番 今、図書館の利用状況などから、駐車場も結構容量いっぱいというふうな形の上に、入ってくる車と出ようとする車との関係で、やはりこれはもう入り口と出口を分けないといけないというふうに思っておったわけで、今回こういう多目的広場の駐車場と一体的に整備されて、入り口と出口がきちんと分けられるということが、非常に交通安全上も好ましいと、幹線道路の交通事情の関係で、それはぜひ目指していただきたいと思っておるわけなんですけれども、この図面で見ると、図書館との一体化はあるのかなのか、よくなっているのか、入り口出口については、これ2カ所設けてあるけれども、どちらも入り口出口という感じで、そういう分けはしない方向で考えておられるのか、そここのところについて、ご説明願いたいと。

企画財政課長 9月補正予算で説明の図面では、2カ所、図書館のところと一番南側の2カ所に示しておったと思いますけれども、実はこの整備計画上でございますが、図書館の敷地と分けて計画をする必要があるということがございます。多目的グラウンドの整備後につきましては、消防操法の練習などの要望もございますので、そういったことを考慮して、図書館の駐車場として一体利用を図れるように考えたいということで、今お示ししている案では、新たに設ける多目的グラウンドの駐車場に南と北の2カ所の入り口を設けておりますが、これにつきましては、案でございます。

7 番 その分けをすると、駐車場に入ったけれどもいっぱいなので、もう一回違う駐車場に行かなければならないという事態を防ぐことでありますとか、入り口出口をきちんと分けるということは、一応念頭にあるというふうにも思われるので、すけれども、ぜひ、そのところはしっかりと反映してやっていただくように、求めておきたいと思っております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 番 関連なんですけれども、詳しく説明しておられたんですけれども、9月に詳細設計が出て、今回この予算が出てきたわけなんですけれども、もう詳細設計のほうはでき上がったんでしょうか。

企画財政課長 詳細設計の工期につきましては、2月中ということになっておりまして、今の段階ではまだできておりません。ただ、県の補助金の関係、あと地方債の借入の関係で、12月で概算で事業費を上げさせていただくということで、計上させていただいております。

1 番 といいましたら、ここに3億円と工事管理料の480万円が上がっているわけですが、まだ根拠的には不確定なところがあると、このように認識して

おつても、よろしいのでしょうか。

企画財政課長 工事費の3億円につきましては概算でございまして、今後詳細設計ができ上がった段階で、ここに図面で示しております案のどこまでをやるかどうかというのは、まだ未確定の部分がございます。ただ、できるだけ、入札減でありますとか、基金なども設けておりますので、そういったものを活用しながら、整備を進めたいと考えております。

1 番 この予算の3億円がひとり歩きしないように、もうこの枠で決まってしまったんだというようなことがないように、後はもっと補正予算でまた追加をしていただくとか、そのようなことを詳細設計であって、十分町民の方から喜んでもらえるような施設にしてもらわなくてはなりませんので、そこは弾力的に考えていただきたいと、このように強く要望して、質疑を終わりたいと、このように思います。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 1 番 都市計画費のところ、見直し事業に委託料280万円ですが、既にこの発注をされておいて、作業が進んでおりますものが、273万円ですか、の契約ですね。ここに、さらにそれを上回る金額が出て、この委託事業そのものの進捗状況がどんなふうになっているのか、作業内容及び工程について説明をお願いいたします。

まちづくり課長 この事業につきましては、予算流用によりまして、既に執行をしております。調査のほうも終わっておるところでございます。その流用いたしましたものを、補正するために、ここで補正予算をお願いしているものでございます。

この調査につきましては、都市計画の道路網見直しをしております。また、今進めております福崎町の第5次総合計画策定に向けた資料として、収集をするものでございます。

1 1 番 この都市計画の見直し事業と書いてありますので、ですからこの見直しのこの委託事業が丸尾計画事務所に対して、3月25日工期となっておりますわけですし、そういうことは、この日程が見直し作業そのものの日程がずれることはないのかという、そういう質問です。

それからこの流用はどの項目から流用されたのでしょうか。

まちづくり課長 丸尾設計に委託をしております都市計画道路網の見直しに、工期については変更はございません。

それと、流用につきましては、その28、拠出金とございます。これを一時借り受けまして、ここから流用をしております。

議 長 よろしいのでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第90号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第91号、平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第92号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第

2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第93号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第94号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第95号、平成25年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)に
ついて、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第96号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1
号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第97号、工事請負契約西光寺地区下水道舗装本復旧工事(その
2)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第98号、工事請負契約の変更(農業集落排水事業機能強化工事)
について、質疑はありませんか。

2 番 この第1回変更契約で7,298万7,600円と大幅に変更契約をなされて
るんですけども、これ次2回、3回と変更契約はあるのでしょうか。

上下水道課長 変更契約の議決のお願いをしておるわけなんですけど、議決をいただきましたら、
この変更契約に基づきまして、工事を進めてまいるわけでございますが、基本的
には、この変更契約でもって補助事業は2億600万円の補助事業を達成でき
ると思っております。

ただ、進めるに当たりまして、器具類の当然調達とか、そこらの問題とかがご
ざいですが、業者のほうとも打ち合わせをしておる限り、第2回の変更は考えて
おりません。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第99号、工事請負契約の変更(八反田東地区下水道面整備工事
(第2工区))について、質疑はありませんか。

1 3 番 議案99号について、質問をさせていただきます。

工事請負契約の変更ということで、提案をされておりますが、契約金額に対し
て増額の金額が非常に大きいということに、ちょっと疑問を感じます。

その内容については、前日担当課長から詳しく工事概要が説明されましたので、
内容については理解はできました。しかし、私は思うんですけども、この工事
の前の設計段階で、こういった内容のことがわからないんだろうかという疑問を
持っております。それについて、お尋ねをしたいと思います。

上下水道課長 この今回の工事を今しております付近におきましては、今までもずっと工事を
してきております。ただ、当初の設計の段階では、工事費の額等とか、それから
当初の段階でそういった内容を当初設計に盛り込むことによりまして、業者、施
工業者のほうも、それが当たり前というふうな感覚で工事を進めますと、費用的
な問題も若干無駄が出てくる可能性もありますので、当初の設計の段階では、標
準的な設計で入札を行っております。

そういった関係で、その都度必要に応じて確認をいたしまして、変更をこうし
てお願いをしておるところでございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

9 番 この C B R 試験結果について、質疑をしたいと思います。

この C B R 試験の結果ですが、これは町から発注されたのか、それとも業者が
出されたのか、どちらが出されたのですか。

上下水道課長 土質の調査につきましては、職員が立ち会いのもと、業者が調査会社に発注を
しております。

9 番 その結果が①では 1.4、②では 1.2、③では 1.0 と、説明のときに聞か
せていただいたのは、③がいい、普通だろうと、それ以下のため、悪土質の入れ
かえをしてやるというふうに聞いておりますが、過去にこのような事例はあつた
んですか。

上下水道課長 ちょっと私の説明も悪かったかもしれせんけども、C B R の試験結果で、3
以下であれば流用土としての使用は無理と判断しております。段階的に言います
と、12段階ぐらいまでございますが、3以下ということで、入れかえというふう
に判断をさせていただいております。

また、ほかの工事での例と、今質問がございましたが、まずこの南田原地区に
おきましては、ほとんどが昔河原であったというところがございますので、吉田
の第3工区、吉田の東付近になります。あそこの工区でも全部の入れかえを変
更しております。

また、西光寺地区の第1工区、播但道の東側に位置する工区でございますが、
この工区につきましても、全部入れかえの変更を行っております。

9 番 そしたらこの悪土というんですか、悪い土の排出先は、場所はどこらになりま
すか。

上下水道課長 業者のほうに確認をいたしましたところ、加西市の株式会社ダイセンの処理に
搬出をしております。

9 番 もう一度確認いたしますが、ちょっと私耳が悪いので、相手先と住所と、もう
一度ゆっくりとお願いいたします。

上下水道課長 加西市段下町にあります、株式会社ダイセンであります。これは、ほかにもい
ろいろあるわけなんです。搬送距離とか、そういった関係で、業者のほうはそ
ちらを選んでおります。

9 番 それでは、事故のないように搬出してもらいたいと思いますが、この増額で路
線追加で地図で言いますと左下の部分になるんですが、これは本屋のまつやさん
の西側の住宅地じゃないかと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

上下水道課長 そのとおりであります。

9 番 これは先ほどの釜坂議員と重複するかもわかりませんが、あらかじめ住宅が建
っているのに、なぜ今こう新しく路線追加になっているのかなど、その点はど
ういうふうになってるんですか。

上下水道課長 今、ご質問のところでございますが、現在その分譲地につきましては、浄化槽
が入っております、その浄化槽から汚水管の排出管が中を通っております。当

初の設計では当然その管を使って工事をすれば、工事費も安く上がるということで、当初設計ではその既設の污水管を利用する設計で進めてまいっております。ただ、地元の関係者と協議、いろいろ話し合いをする中で、既設管を使うということになれば、その地区全体の方が一気に公共下水に流さなければいけないと、そういった問題が当然ありますので、その点の話し合いが一番難しく、すぐにつながますと言っていただけでもございましたんですが、半数以上の方が、もっと浄化槽を使っていきたいという意見もございました関係上、両方の管を使っていくという関係で、追加として新しくそこには下水管を引っ張るような変更もさせていただきました。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第100号、工事請負契約の変更（（仮称）八千種幼稚園建設工事）について、質疑はありますか。

4 番 きょう、牛尾委員長の報告があったように、工事がちょっとおくられているというお話で、11月の16日に八千種小学校で避難訓練がございました。そのときに、私と教育長と前川議員とが現場のほうへ、入らせてもらったわけなんです、工事が約10日間おくられているということなんです。

保護者の方々が非常に心配されているというか、ほんまにこれ3月竣工式を迎えられるんかということ、ちょっと聞いております。

この駐車場の整備も少しおくらせてきているという話も聞いておりますが、これ基本工程表というのがあるんですけども、これが変わってるんですが、これはどういうことなのでしょう。

まちづくり課長 本体工事の工程のおくれにつきまして、委員会でも10日ほどのおくれということで報告をさせていただいております。また、今現在本体の型枠を組み立てておりますけれども、12月20日、これがコンクリートを打設予定ということで、年内にそこで打てれば、工程は戻るというふうに確認しております。

また、駐車場の件につきましては、また精査させていただきたいと思っております。

4 番 わかりました。そしたらこの瓦のふきかえ工事は、この3月竣工式までに行うんですか。どのぐらいの期間でやろうと考えておられるんですか。

まちづくり課長 瓦のふきかえにつきましては、既設の幼稚園の関係もございまして、多分、この議会で議決いただければ、冬休み中にできるものと考えております。

4 番 その納期というんですか、その期間が少ないからといって、どたばたにならないように、安全面も十分気をつけて行っていただきたいと強く要望して、終わります。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、請願第1号、T P P交渉からの撤退を要求する請願について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての報告及び議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

- 議 長 日程第3は、討論・採決でございます。
この際、お諮りいたします。
議案第69号、人権擁護委員の推薦について、議案第70号、人権擁護委員の推薦について、議案第71号、教育委員会委員の任命について、議案第72号、教育委員会委員の任命について、議案第97号、工事請負契約（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その2））について、議案第99号、工事請負契約の変更（八反田東地区下水道面整備工事（第2工区））について、議案第100号、工事請負契約の変更（（仮称）八千種幼児園建設工事）については、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決し、議案第98号、工事請負契約の変更（農業集落排水事業機能強化事業）については、第93号議案採決後、改めて採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第69号から議案第72号、議案第97号、議案第99号及び議案第100号については、本会議において即決し、第98号議案については、第93号議案採決後改めて採決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第69号、人権擁護委員の推薦について討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第69号、人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立を願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第69号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第70号、人権擁護委員の推薦について討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第70号、人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立を願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第70号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第71号、教育委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。

議案第71号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第71号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第72号、教育委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第72号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第72号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第97号、工事請負契約（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その2））について討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第97号、工事請負契約（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その2））について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第97号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第99号、工事請負契約（八反田東地区下水道面整備工事（第2工区））の変更について討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第99号、工事請負契約の変更（八反田東地区下水道面整備工事（第2工区））について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第99号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第100号、工事請負契約（（仮称）八千種幼稚園建設工事）の変更について討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

議案第100号、工事請負契約（（仮称）八千種幼稚園建設工事）の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第100号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 委員会付託

議 長 日程第4は、委員会付託であります。

それでは、議案第73号から議案第96号及び請願第1号の議案をそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第73号から議案第79号は総務文教常任委員会に、議案第80号は民生まちづくり常任委員会に、議案第81号及び議案第82号は総務文教常任委員会に、議案第83号から議案第88号は民生まちづくり常任委員会に、議案第89号は総務文教常任委員会に、議案第90号から議案第96号及び請願第1号は民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会は10件、民生まちづくり常任委員会は15件、以上25件をそれぞれの委員会に付託をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしました。

あす11日は総務文教常任委員会を、12日は民生まちづくり常任委員会を、13日は福崎駅周辺整備対策特別委員会を開催いたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1時57分